

「こころの鈴」(子どもの権利相談室)

悲しいとき、こまったときなど、自分や友達の権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」にお話ししてください。

●いつ? 月～木・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

●どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
会いに行く 松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。

※ うれしいことがあったときのお話も、聞かせてくださいね。



わたしの「子どもの権利」せんげん!

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。
(漢字をたくさん覚える、友達のいやがることをしない など)

1: _____
2: _____
3: _____



令和5年度 小学4～6年生向け 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」
令和5年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室

問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当

住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

令和5年度 小学校4～6年生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもたちが元気に成長していくために、大切なものです。

年 組 名前

みんなの学校がある、この松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という決まりがあります。これは、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を大切にしていきたいための決まりです。

それでは、どうして「子どもの権利」が大切なのか、条例(決まり)には、どんなことが書いてあるのか、学習していきましょう。

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

